第３　放課後等デイサービス

１　放課後等デイサービス給付費（１日につき）

［イ～ニ　略］

［注１～10　略］

11　令和８年６月１日以降新規に指定を受けた放課後等デイサービス事業所（主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所、別にこども家庭庁長官が定める地域に所在する指定放課後等デイサービス事業所及び都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、障害児に対し、指定放課後等デイサービスを行った場合に、所定単位数に代えて、イに掲げる単位数の1000分の982に相当する単位数を算定する。ただし、次の⑴及び⑵に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

⑴　医療的ケア区分１から３までに該当する放課後等デイサービス給付費を１日以上算定している障害児である場合

⑵　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している障害児である場合

㈠　６の２のイの強度行動障害児支援加算(I)

㈡　６の２のロの強度行動障害児支援加算(II)

㈢　６の４の人工内耳装用児支援加算

㈣　６の５の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

［２～10の５　略］

11　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の161に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(III)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

第３　放課後等デイサービス

１　放課後等デイサービス給付費（１日につき）

［イ～ニ　同左］

［注１～10　同左］

［加える。］

［２～10の５　同左］

11　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

［加える。］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

［加える。］

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(III)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数